

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（少子）に関する利用事業者審査基準

19福保子支第1542号
平成20年3月11日
改正 26福保子保第1745号
平成26年10月3日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（少子）（平成20年3月11日付19福保子支第1542号）第8条第2項に規定する利用事業者の審査基準は、次のとおりとする。

（1）組織運営に関する事項

- 1-1 それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われると認められること。
- 1-2 当該事業の事業内容について、理解と熱意を十分に有していること。
- 1-3 指導検査等において、過去に問題点がないこと又は過去に指摘された問題点が十分に改善されていること。

（2）財政運営に関する事項

- 2-1 施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されていること。
- 2-2 法人としての財政状況及び収支状況が健全であること。

（3）事業運営に関すること

- 3-1 当該事業を実施するに当たって、必要な事業者指定等を受ける見込みがあること。
- 3-2 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

（4）事業計画に関すること

- 4-1 当該土地に当該施設の建設が可能であり、建築確認の見通しが確実であること。
- 4-2 計画に当たって、当該区市町村の理解が得られていること。
- 4-3 当該建物が当該施設に改修が可能であること（建物を改修して利用する場合）。
- 4-4 当該事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画・収支計画が策定されており、事業開始から10年以上継続して事業を行う見込みがあること。

（5）その他

- 5-1 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること。

以上に定めるもののほか、福祉保健局長は、個別事案に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。